

平成20年度

独立行政法人日本学術振興会

年度計画

平成21年3月31日

目 次

第一 国民に対して提供すべきサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置	1
1 総合的事項	1
2 学術研究の助成	3
3 研究者の養成	5
4 学術に関する国際交流の促進	8
5 学術の応用に関する研究の実施	11
6 学術の社会的連携・協力の推進	11
7 国の助成事業に関する審査・評価の実施	11
8 調査・研究の実施	13
9 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用	13
10 前各号に附帯する業務	13
第二 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	14
第三 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	15
第四 短期借入金の限度額	16
第五 重要な財産の処分等に関する計画	16
第六 剰余金の使途	16
第七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	16
別紙	18

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第三十一条の規定により、平成21年3月31日付け20諸文科振第1476号で認可を受けた独立行政法人日本学術振興会の中期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき、平成20年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

(1) 学術の特性に配慮した制度運営

各事業を推進するにあたり、研究の手法、規模、必要な資金、期間など研究分野等により異なる学術研究の特性に配慮した制度運営を図る。

また、各事業を実施する際には、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力を行う。その際、我が国の学術研究の振興を図る観点から、大学等において実施される学術研究に密接に関わる事業の特性に配慮しつつ、事業を実施する。

(2) 評議員会

各界・各層の学識経験者で構成する評議員会を2回開催する。振興会の業務運営に関する重要事項については、幅広く高い識見に基づく審議及び意見を参考に事業を実施する。

(3) 学術顧問会議

学術研究に対する特に高い識見を有する学識経験者7名により構成される学術顧問会議を開催し、振興会の運営に関し、専門的な見地から幅広い助言を求める。

(4) 学術システム研究センター

研究経験を有する第一線級の研究者を、任期付研究員として、センター所長1名、センター副所長3名、主任研究員17名及び専門研究員93名の体制で、人文・社会科学から自然科学に至る全ての学問領域をカバーする体制を維持する。また、重要でかつ継続的に審議が必要な課題に対し、ワーキンググループを設置し、機動的に対応する。

これらにより、センターが行う学術振興策や学術動向に関する調査・研究体制を整備し、振興会事業における公正で透明性の高い審査・評価業務や振興会業務全般に対する有効な提案・助言等を行うことを可能とする。

(5) 自己点検及び外部評価の実施

① 自己点検

平成19年度事業に係る自己点検及び第一期中期目標期間に係る自己点検については、「独立行政法人日本学術振興会自己点検評価委員会規程」、「独立行政法人日本学術振興会平成20年度自己点検評価実施要領」及び「独立行政法人日本学術

振興会平成19年度事業及び第一期中期目標期間の評価手法について」に基づき、厳正に評価を実施し、外部評価委員会に提出するとともにその結果を公表する。

② 外部評価

学界及び産業界を代表する有識者により構成される外部評価委員会において、「独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会規程」に基づき外部評価を実施する。

外部評価の結果は、業務の改善に役立てるとともに、ホームページ等において公表する。

(6) 情報システムの整備

① 公募事業における電子化の推進

研究者へのサービス向上等を図るため、募集要項・応募様式等の書類は、原則としてすべての公募事業においてホームページから入手可能な状態とする。

研究者からの申請書類を電子的に受け付けるシステムについては、本格運用を開始している公募事業を継続して実施するとともに、制度的・技術的課題を検討しながら他の事業への拡充を進める。

なお、拡充に当たっては、文部科学省が開発・運用を行っている府省共通研究開発管理システムの連携活用を模索し、柔軟な実現方法を検討する。

(i) 科学研究費補助金事業

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)との連携の一環として、電子申請システムを利用するための電子証明書を、e-Radで発行しているものが利用できるようにし、申請者の手続・管理を簡素化する。

また、文部科学省からの研究種目の移管や制度改善に伴い見直しが必要な場合には、随時開発を実施する。

(ii) 特別研究員事業

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)との連携の一環として、電子申請システムを利用するための電子証明書を、e-Radで発行しているものが利用できるようにし、申請者の手続・管理を簡素化する。

また、推薦書等の第三者による認証が必要な調書の電子化についての検討を行う。

(iii) 学術の国際交流事業

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)との連携の一環として、電子申請システムを利用するための電子証明書を、e-Radで発行しているものが利用できるようにし、申請者の手続・管理を簡素化する。

また、推薦書等の第三者による認証が必要な調書の電子化についての検討を行う

② 情報共有化システムの整備

振興会事業全般の情報共有として、グループウェアを用いた情報共有化を推進し、横断的なデータベースを構築する。また、データベースの更新に当たっては、職員が負荷なく直接行えるよう容易かつ効率的な方法を模索する。

③ ホームページの充実

公募情報を中心として、振興会の業務内容に関する最新情報をホームページで迅速に提供し、一般国民や研究者のニーズに応える的確かつ見やすい情報提供に努め

る。

また、ホームページの情報量増加に伴い、閲覧者が必要な情報にアクセスしづらくなりつつあるため、利用者へのアクセシビリティを考慮した次世代のホームページの構築に向けた検討を行う。

④ 情報セキュリティの確保

個人情報など機密情報を守るため、情報セキュリティポリシーの遵守を徹底する。

また、職員等に対して情報セキュリティに関する意識を高めるために、セキュリティ講習を年1回実施する。

(7) 研究費の不正使用及び不正行為の防止

事業説明会実施時等において、研究費の不正使用及び不正行為の防止策についての助言、注意喚起等を行い、国のガイドライン等に基づき、不正の防止に対する研究機関の取組の強化及び研究者の意識改革の促進などにより不正の防止に努める。

(8) 内部統制の充実

監事監査については、一般的な業務・会計監査のほか重点項目を設けることとし、外部監査については引き続き監査法人による任意監査を行う。

2 学術研究の助成

学術研究が効果的に進展するよう、学術システム研究センターの機能を活用して、公正で透明性の高い審査・評価を実施するとともに、業務の簡素化と必要な拡充を図りつつ、研究者の視点に立った助成事業を実施する。

科学研究費補助金事業は、文部科学省が定める事業実施における基本的考え方・役割分担に基づき業務を行う。

平成20年度においては、基盤研究、萌芽研究、若手研究（S）、若手研究（スタートアップ）、奨励研究、研究成果公開促進費（学術定期刊行物、学術図書、データベース）、特別研究員奨励費及び学術創成研究費について、交付業務及び公募・審査業務を行う。また、文部科学省が交付する特別推進研究、若手研究（A・B）の公募・審査業務を行う。

(1) 審査・評価の充実

前年度までの経験に基づき、学術システム研究センターの機能を有効に活用しながら制度の改善を図り、公正な審査委員の選考、透明性の高い審査・評価システムの構築を行う。

① 審査業務

(i) 科学研究費委員会を開催して、文部科学省科学技術・学術審議会が示す「審査の基本的考え方」を踏まえ、科学研究費委員会において「科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程」を改正する。

また、配分審査のための小委員会を開催し、応募された研究課題の審査を行う。

- (ii) 審査委員の選考については、審査委員候補者データベースを充実しつつ、専門的見地から、より適切な審査委員を選考するため、学術システム研究センターの研究員の幅広い参画を得て実施する。
- (iii) 研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、合議審査において、研究計画調書に記載された他の研究費への応募・採択状況を確認するとともに、府省共通研究開発管理システムを活用し、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対し迅速に提供する。

② 評価業務

(i) 研究進捗評価の実施

特別推進研究、基盤研究（S）及び学術創成研究費については、当該研究課題の研究の進捗状況を把握し、当該研究の今後の発展に資するため、現地調査・ヒアリング・書面・合議により研究進捗評価を行う。また、その評価結果については、ホームページにおいて広く公表する。

(ii) 事後評価の実施

特別推進研究、基盤研究（S）及び学術創成研究費の研究課題のうち、研究進捗評価を行わない研究課題については、ヒアリング・書面・合議により事後評価を行う。また、その評価結果については、ホームページにおいて広く公開する。

(2) 助成業務の円滑な実施

① 募集業務（公募）

平成21年度公募に関する情報については、科学研究費補助金に関するホームページにより公表するとともに、研究計画調書の様式などの情報を研究者等が迅速に入手できるようにする。

また、応募受付前に研究者等が審査方針等の内容を確認できるよう、科学研究費委員会において審査方針等を決定後、速やかに公表する。

② 交付業務

平成20年度科学研究費補助金について、科学研究費委員会の審査結果に基づき、基盤研究、萌芽研究、若手研究（S）、若手研究（スタートアップ）、奨励研究、研究成果公開促進費（学術定期刊行物、学術図書、データベース）、特別研究員奨励費及び学術創成研究費の交付業務を迅速に行う。

また、平成19年度に交付した科学研究費補助金に係る実績報告書の提出を受け、額の確定を行う。

- ・ 採否に関する通知は、4月上旬までに行う。
- ・ 応募者に対する審査結果の開示の通知は、5月下旬までに行う。
- ・ 額の確定は、7月中旬までに行う。

③ 不正使用及び不正受給の防止

研究費の不正使用及び不正受給を防止するため、文部科学省との適切な役割分担のもと、同省の定めるガイドライン等に基づき、研究機関に提出を義務付けている報告書等により各研究機関の不正防止に対する取組の状況等を的確に把握し、必要に応じ適切な指導を行うなど、研究機関における研究費の管理や監査を徹底させる。

また、事業説明会等を開催し、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策について、助言・注意喚起等を行い、研究者を含む関係者の意識改革を促進するとともに、振興会による監査を充実することにより不正の防止に努める。

④ 電子システムの導入・活用

(i) 応募手続

平成20年度においては、基盤研究(S・A・B)及び萌芽研究に加え、新たに基盤研究(C)及び若手研究(A・B)のすべての応募書類の受付を電子システムにより行い、応募手続の完全電子化を図る。

(ii) 審査業務

基盤研究、萌芽研究及び若手研究において導入している書面審査の結果を受け付ける電子システムを他の研究種目においても導入し活用する。

⑤ 科学研究費補助金説明会の実施

大学等の研究機関への事業説明を、文部科学省との共同実施、研究機関からの要望に応じての実施などにより、全国各地で行い、制度の改善等に係る正しい理解の促進を図る。その際、地域バランスに配慮する。

また、制度に係るパンフレット、説明資料の向上を図る。

(3) 研究成果の適切な把握及び社会還元・普及

① 研究成果の把握・公表

平成19年度に終了した研究課題の研究実績の概要について、国立情報学研究所のデータベースにより広く公開する。また、平成19年度に研究期間が終了した研究課題の研究成果報告書については、国立国会図書館関西館に納本させるとともに、その研究成果の概要について、国立情報学研究所のデータベースにより広く公開する。

② ひらめき☆ときめきサイエンス事業

我が国の将来を担う児童・生徒を主な対象として、研究者が科学研究費補助金による研究成果をわかりやすく説明することなどを通じて、学術と日常生活との関わりや学術がもつ意味に対する理解を深める機会を提供する「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」を全国各地の大学で幅広く実施する。

(4) 助成の在り方に関する検討

科学研究費補助金の審査結果について、学術システム研究センターの機能を活用しつつ検証を行い、事業の改善に反映させる。

3 研究者の養成

(1) 全般的な取組み

大学院博士課程(後期)学生や博士の学位を有する者等のうち優れた研究能力を有する若手研究者に資金を支給し、支援する特別研究員事業等を以下のとおり推進する。

- ・ 新規支援対象者を採用する。

- ・ 支援対象者に対し、円滑に資金を支給する。
- ・ 特別研究員及び海外特別研究員の出産・育児に伴う採用の中断及び延長の取扱いを実施する。また、出産育児による中断中も短時間の研究を行うことで、中断後の研究の再開が円滑に図れるよう、中断期間中に研究奨励金の半額を支給する取扱を実施する。
- ・ 大学院博士課程在籍者に対する支援については、優れた研究能力を有する外国人留学生についても、引き続き採用する。
- ・ 本会の研究者養成事業について周知するため、各大学等の要望に基づき、説明会を開催する。

(2) 選考審査の適切な実施

- ① 学識経験者により構成される「特別研究員等企画委員会」を開催し、若手研究者の主体性を重視しつつ、目的や対象者層に応じた審査方針の検討を行う。
- ② 新規支援対象者について、審査の独立性を確保する観点から、我が国の第一線の研究者を審査委員とする「特別研究員等審査会」を設置し、審査方針に基づき、書面審査に加え面接審査を効果的に活用して選考審査を実施し、内定する。
- ③ 引き続き公平で公正な審査体制を維持するため、書面審査の基準及び評価方法の書面審査員への周知、面接終了後の合議審査により、精度の高い選考、評価を実施する。
- ④ 審査会委員、書面専門委員、面接専門委員の役割を明確化し、それらの役割に応じた適切な委員・専門委員を学術システム研究センターが候補者データベースを活用して作成した候補者名簿案に基づき、「特別研究員等審査会委員等選考会」において選考する。その際、積極的に女性を登用する。
- ⑤ 改定された特別研究員の申請資格について、適切な経過措置を講ずるとともに、説明会等を開催し、周知に努める。
- ⑥ 審査の透明性を確保する観点から審査方針等をホームページ等で公開するとともに、不採択者に対し、その評価結果を通知する。
- ⑦ 特別研究員に対する研究奨励金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、採用内定者情報を同機構に提供し重複チェック等を行う。

(3) 事業の評価と改善

特別研究員等審査会が実施した審査内容等について、学術システム研究センターにおいて分析・検証を行い、審査業務に改善すべき点が生じた場合は、改善につなげるとともに「特別研究員等企画委員会」において検討を行う。

高水準の待遇で採用した者（特別研究員-SPD）については、学術システム研究センターの機能を活用して、選考審査から支援終了後のフォローアップに至る一貫性のある評価体制のもと、支給の効果について評価し、その結果を本人に通知する。

改善事項については、十分な周知期間、経過措置を講じた上で、募集要項等に反映させ、ホームページへの掲載、説明会の開催等を行い、広く周知する。

(4) 特別研究員事業

我が国の大学等の研究機関で研究に専念する優れた若手研究者を支援する特別研究員事業を円滑に実施する。また、子育て支援や学術研究分野における男女共同参画を推進する観点も踏まえ、出産育児により研究を中断し、優れた若手研究者が、円滑に研究現場に復帰するための支援を行う特別研究員-RPDを引き続き実施する。

なお、特別研究員（21世紀COE）については、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、平成20年度末まで支援する。

① 平成20年度支援対象者に係ること

(i) 特別研究員-DC

我が国の将来を担う創造性に富んだ研究者を養成・確保するため採用した特別研究員-DCに対し研究奨励金を支給する。

(ii) 特別研究員-PD

我が国の将来を担う創造性に富んだ研究者を養成・確保するため採用した特別研究員-PDに対し研究奨励金を支給する。

(iii) 特別研究員-SPD

世界最高水準の研究能力を有する若手研究者を養成・確保するため、高水準の待遇で採用した特別研究員-SPDに対し研究奨励金を支給する。

(iv) 特別研究員-RPD

出産・育児により研究を中断した優れた若手研究者の研究現場復帰を支援するため採用した特別研究員-RPDに対し研究奨励金を支給する。

(v) 特別研究員（21世紀COE）

「21世紀COEプログラム」に選定された拠点において採用された特別研究員（21世紀COE）に対し研究奨励金を支給する。

(vi) 特別研究員（グローバルCOE）

「グローバルCOEプログラム」に選定された拠点において採用された特別研究員（グローバルCOE）に対し研究奨励金を支給する。

② 平成21年度新規採用に係ること

平成21年度採用分特別研究員-DC1、DC2、PD及びRPDの公募に際し、更なる申請者の利便性向上を目的として、電子的に申請書類を受け付けるシステムの改善を図る。

選考審査等に当たっては、特に以下の点に留意する。

(i) 特別研究員-PD

選考審査に当たって、研究者の流動性向上のため、研究の場を大学院在学当時の所属研究室と同一研究室とする者についてはその正当性を厳しく審査する。

採用期間中に海外の研究機関等において研究活動を積極的に行うことを「募集要項」、「諸手続きの手引き」に記載することにより奨励する。

(ii) 特別研究員-SPD

特に優れた者を採用するため、特別研究員-PDの書面審査合格者の中から優秀な者を採用する。

採用期間中に海外の研究機関等において研究活動を積極的に行うことを「募集要

項]、「諸手続きの手引き」に記載することにより奨励する。

③ 平成19年度以前の支援対象者に係ること

特別研究員採用期間終了後の進路状況調査を行い、その結果をホームページ上で国民に分りやすい形で公表する。

(5) 海外特別研究員事業

海外の大学等研究機関に優れた若手研究者を派遣する海外特別研究員事業を円滑に実施する。

海外特別研究員が、安心して長期間研究に専念できる環境を整備するため、派遣される国・地域ごとの特殊性などに関し、採用者を対象とするアンケート調査等を行う。

海外特別研究員採用期間終了後の進路状況調査を定期的に行い、研究者若しくは専門的知識を生かす企業等の職に就いている者の状況を分析し、社会への貢献を検証するとともに、調査結果をホームページ等で国民にわかりやすい形で公表する。

(6) 若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム

我が国の若手研究者が海外で活躍研さんする機会の充実・強化を図ることを目的とし、我が国の大学が海外の大学等と組織的に連携し、若手研究者が海外において一定期間研究活動に専念する機会を提供することを支援する。

(7) 日本学術振興会賞

我が国の学術研究の水準を世界のトップレベルにおいて発展させるため、創造性豊かな優れた研究を進めている若手研究者を見い出し、早い段階から顕彰してその研究意欲を高め、独創的、先駆的な研究を支援する日本学術振興会賞の募集、選考、授賞に係る業務を円滑に実施する。

(8) 若手研究者の自立的な研究環境整備促進プログラム

科学技術振興調整費における若手研究者の自立的な研究環境整備促進プログラムについて、選考委員会委員の推薦等、適切な審査が行われるよう協力する。

4 学術に関する国際交流の促進

日本の研究水準、国際競争力の一層の向上を目指し国内外からの要請に応えるべく、学術に関する国際交流を促進する事業を実施する。なお、公募事業については、学術システム研究センターや国際事業委員会の機能を有効に活用し、審査の透明性・公平性を確保しつつ、競争環境の中で厳正な評価を行う。

(1) 諸外国の学術振興機関との協力による国際的な共同研究等の促進

諸外国の学術振興機関との協定等に基づき、共同研究、セミナーの開催、研究者交流を支援する事業を実施する。その際、各国の研究水準・研究ニーズや外交的な観点等様々学術に関する国際交流の必要性に配慮しつつ、円滑に実施する。特にインド・韓国については、両国の研究者により構成される委員会を活用して運営する。

また、海外研究連絡センターにおいては、当該国との学術振興機関との有機的な協力の下、セミナー、シンポジウム等を実施する。

(2) 研究教育拠点の形成支援

先端研究分野において、我が国の学術研究機関が欧米等の中核的研究機関と双方向の大規模な研究交流を行う中で、世界的水準の研究交流拠点の形成及び若手研究人材の育成を図る先端研究拠点事業を実施する。

また、大学院教育の国際化及び博士課程における若手研究者の養成のため、ドイツ研究協会と協力し、日独の大学が大学院における教育研究を共同で行う日独共同大学院プログラムを実施する。

(3) 若手研究者育成のためのセミナー

広い学問的視野、柔軟な思考及び国際性を備えた次世代を担う研究者の養成のため、諸外国の学術振興機関と連携し、学際的な観点から先端的な研究課題について集中的に議論を行う先端科学シンポジウム事業を実施する。

また、特定の研究領域において、当該領域を担う研究者の養成及び新進気鋭の日欧研究者間のネットワーク形成のため、欧州科学財団と協力し、著名な研究者による講義及び参加者相互の議論からなる日欧先端科学セミナーを実施する。

(4) アジア・アフリカ諸国との交流

① アジア・アフリカにおける研究教育拠点の形成支援等

アジア・アフリカ諸国との共同研究拠点形成を推進するため、拠点大学交流事業、アジア研究教育拠点事業、アジア・アフリカ学術基盤形成事業を実施する。また、中韓の対応機関との協議に基づき、日中韓フォーサイト事業を実施する。

② アジア科学技術コミュニティ形成戦略事業

我が国が主導的立場に立ってアジアにおける科学技術コミュニティを形成することを目的とし、「アジア学術振興機関長会議」「HOPE ミーティング」「機動的国際交流」など多層的なネットワーク形成を支援する各事業を、文部科学省と連携しつつ戦略的に実施する。

③ 論文博士号取得希望者への支援事業

論文提出により我が国の博士号取得を希望するアジアの若手研究者を支援する事業を実施する。

④ アジア学術セミナーの開催

アジアの若手研究者に最新の学術成果を紹介する「アジア学術セミナー」を中国・インド・韓国それぞれの対応機関と協力して開催する。

(5) 研究者の招致

① 全般的な取組み

我が国の大学等の研究者からの要請に基づき、共同研究等を実施するため、研究者のキャリアステージに沿い、その経歴及び訪問目的に即し、優れた外国人研究者

を我が国に招へいする事業を実施する。

② 外国人特別研究員事業

外国人特別研究員については、多様な国からの招へいを着実に図る。とりわけ、欧米諸国からの若手研究者の招へいについては、招へい期間を柔軟に設定し、また海外研究連絡センターを通じた広報活動を積極的に行うことにより、優秀な若手研究者の確保に努める。

また、欧米を中心とした6か国において、本会事業を終えて帰国した研究者により形成された研究者コミュニティについては、事業経験者同士の交流促進活動や、そのネットワークを通じた日本との新たな交流の開始など、研究者コミュニティが行う活動を積極的に支援する。

長期に来日する研究員に対しては、日本での研究生活を円滑に開始するためのオリエンテーションを来日直後に実施するとともに、「来日外国人研究者のための生活ガイドブック」の作成・配布や日本語研修支援等のフェローサービスを行い、日常生活面においても支援する。

更に、我が国の将来を担う高校生等を対象に、科学や国際社会への関心を深めさせることを目的とし、外国人研究者が高等学校等において、自身の研究活動や母国について英語で講義を行うサイエンス・ダイアログを実施する。

(6) 大学等における研究環境の国際化支援

日本の大学の国際化を促進させるため、大学の職員養成のための取組等を支援する。我が国の大学等の研究者が、国内で開催する国際的な研究集会への支援を行うとともに、国外で開催される国際的な研究集会への派遣支援を行う。また、大学等一般に適用可能な国際化に資するモデル開発を行うため、国内の大学等の国際化のための組織的な取組等の分析を行うとともに、諸外国における大学等の国際化への取組等について調査研究を行う。

また、海外研究連絡センターにおいては、各大学が主催するシンポジウムなどの実施や各大学の海外拠点の活動を支援する。

(7) 事業の評価と改善

学術システム研究センター等の機能を活用しつつ、国際共同研究の基本的な方向性についての検討に着手する。また、事業開始から長期間経過した事業や応募件数の少ない小規模事業について、研究者へのサービス向上を図る観点から検討を行う。併せて、海外の学術振興機関との間で事業の有効性・適切性の相互評価など、事業の成果及び効果を把握するための手法の検討に着手する。

海外研究連絡センター（カイロ、ナイロビ）については、交流相手のニーズ・特性、我が国の研究者の意見を考慮しつつ、研究者へのサービス向上を図るなど不断の見直しを行う。

なお、ワシントン研究連絡センターについては、独立行政法人科学技術振興機構のワシントン事務所の機能にも着目しつつ、効率的な運営の観点から、同事務所の共同設置・運用に向けた検討を行う。

5 学術の応用に関する研究の実施

○人文・社会科学振興プロジェクト研究事業

人文科学や社会科学を中心に各分野の研究者が協働して、学際的・学融合的に取り組む「課題設定型プロジェクト研究」を推進するため、学識経験者等で構成する事業委員会、企画委員会を組織し、適切な企画・実施に努める。

平成20年度は、研究進捗状況の確認及びプロジェクト研究を推進するための審議・検討を行う事業委員会及び企画委員会を開催するとともに、最終年度としてのとりまとめを行う。

事業推進にあたり、研究者からの提言の発信及び研究者間のネットワークの形成のためにシンポジウム及びフォーラム等を開催する。

6 学術の社会的連携・協力の推進

産学協力研究委員会諸事業の充実強化を図るとともに、学界と産業界との学術の社会的協力によって発展が期待される分野やその推進方策を検討するために産学協力総合研究連絡会議を開催する。

また、産学の研究者の要請や研究動向に関し幅広い角度から自由に情報・意見交換を行う産学協力研究委員会を開催するとともに、蓄積された成果発信の場として国際シンポジウム等の開催、研究成果の刊行を行う。

さらに、将来発展が期待される分野及び解決すべき課題について専門的に調査審議を行う研究開発専門委員会を開催する。

7 国の助成事業に関する審査・評価の実施

(1) 21世紀COEプログラム

国の助成事業である21世紀COEプログラムについて、専門家による委員会を開催し、評価等を行う。

平成20年度は、平成15年度に採択されたプログラムの事後評価を行う。

その際、21世紀COEプログラム委員会、同総合評価部会及び同審査・評価部会において、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報公開に努める。

(2) グローバルCOEプログラム

国の助成事業であるグローバルCOEプログラムについて、専門家による委員会を開催し、審査を行う。

平成20年度は、新たに公募するプログラムの審査・選定を行うグローバルCOEプログラム委員会を開催するとともに、専門分野の部会を設け、専門家による公正な審査体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報公開に努める。

(3) 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ

国の助成事業である「魅力ある大学院教育」イニシアティブについて、専門家による委員会を開催し、評価等を行う。

平成20年度においては、平成18年度に採択されたプログラムの事後評価を行う委員会を開催するとともに、各専門分野を網羅した事後評価部会を設け、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報公開に努める。

(4) 大学院教育改革支援プログラム

国の助成事業である大学院教育改革支援プログラムについて、専門家による委員会を開催し、審査等を行う。

平成20年度においては、新たに公募するプログラムの審査・選定を行う委員会を開催するとともに、専門分野別の部会を設け、専門家による公正な審査体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報公開に努める。

(5) 質の高い大学教育推進プログラム

国の助成事業である質の高い大学教育推進プログラムについて、専門家による委員会を開催し、審査を行う。

平成20年度においては、新たに公募するプログラムの審査・選定を行う委員会を開催するとともに、取組内容別の部会を設け、専門家による公正な審査体制を整備し、透明性、信頼性を確保しつつ、適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報公開に努める。

(6) 世界トップレベル研究拠点プログラム

国の助成事業である世界トップレベル研究拠点プログラムについて、専門家による委員会を開催するとともに評価業務・管理業務を実施する。

平成20年度は、平成19年度に採択された5拠点についてのフォローアップ・管理業務を行う。

その際、プログラムを担当するPD・POを配置し、専門的な観点からプログラムの進捗状況を管理する。

(7) 政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進

国の「世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業」及び「近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業」について、審査業務・プロジェクト管理業務を実施する。

平成20年度においては、新たに公募する取組の審査・選定を行う委員会を開催するため、専門家による公正な審査体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保しつつ、適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報公開に努める。

また、平成17・18年度及び平成20年度に選定された課題についてプロジェクト管理を行うとともに、最終年度の課題については評価を行う。

8 調査・研究の実施

学術システム研究センターの研究者を中心として、海外研究連絡センターとの連携による諸外国における学術振興施策の状況調査及び国内外の学術研究動向、研究者動向等の調査・研究を実施し、結果をとりまとめ、今後の振興会事業に反映させることとする。

特に学術研究動向については、学術システム研究センター研究員全員が専門分野にかかる学術動向調査研究を実施し、その成果を参考として行うより適切な審査委員の選考や、最新の学術動向を反映させた評価システムの整備など、本会が行う審査・評価業務等の向上に役立てる。

また、これらの成果については、必要に応じ報告書等にとりまとめホームページ等において公表する。

9 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用

(1) 広報と情報発信の強化

国民及び研究者等に向けた広報の在り方、実施方法についての協議を行い、その検討結果を踏まえた適切な広報に努める。

また、各事業の実施状況等、学術研究に関わる情報について、以下の方法により公開し、普及に努める。

① ホームページへの掲載

各事業の概要、支援の内容等についてホームページに掲載する。

② パンフレット等の配布

振興会の事業内容について分かり易く編集された和文・英文のパンフレットを各10,000部以上作成し、学術機関、行政機関、海外の諸機関に対して送付するほか、必要に応じて事業毎にパンフレットを作成・配布する。

③ 英文ニューズレター

英文ニューズレターを年4回(各回15,000部)発行し、振興会の事業により来日したことのある外国人研究者、海外の学術振興機関、在日大使館等に配布する。

(2) 成果の普及・活用

学術システム研究センターの調査・研究の成果については、事業の企画・立案に反映させるとともに、必要に応じ報告書等にとりまとめホームページ等において公表する。

10 前各号に附帯する業務

学術研究の推進に資する事業として以下のとおり前各号に附帯する業務を毎年度着実に実施する。

(1) 国際生物学賞にかかる事務

国際生物学賞委員会により運営され、生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰することにより国際的にも高い評価を受けている国際生物学賞の第24回顕彰にかかる事務を行うとともに、第25回顕彰に向けた準備・支援の事務を積極的に実施す

る。また、募金趣意書を配布するなど、国際生物学賞基金への募金活動に努める。

(2) 学術関係国際会議開催にかかる募金事務

学術関係国際会議の開催のため、指定寄付金による募金、並びに特定公益増進法人としての募金の事務を行う。

(3) 個別寄付金及び学術振興特別基金の事業

寄付金を受入れ、寄付者の意向に基づき特定分野の助成を行う個別寄付金事業及び事業分野をあらかじめ特定しないで助成する学術振興特別基金の事業を行う。

第二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営の効率化

業務運営については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。また、組織体制、業務分担の見直しについて検討を行い、事務手続き、決裁方法など、事務の簡素化・合理化を促進する。これらにより一般管理費（人件費を含む。）については、中期目標期間中の初年度と比して年率3%以上の効率化を達成するための取組を行う。その他の事業費（競争的資金を除く。）について、平成19年度予算に対して1%以上の削減を図る。また寄付金事業等についても業務の効率化を図るなど、中期計画に従い業務の効率化を図る。

なお、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成17年度の人件費と比較し、5%以上削減し、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。そのため、平成20年度の人件費については、平成19年度の人件費と比較し、概ね1%の削減を目安とする。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象から除く。

具体的には、国家公務員の給与構造改革を踏まえた勤務評定に基づく昇給等の見直しを行う。また、職務内容、経歴、勤務状況等を勘案した管理職員手当の見直しを行うとともに、職員給与の昇級号俸数の抑制を行うことなどにより、総人件費の縮減を図る。

業務の実施に当たり委託等を行う場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、一般競争入札の範囲の拡大や随意契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

業務の効率化を図る際、研究者等へのサービスの低下を招かないよう配慮する。

2 職員の能力に応じた人員配置

能力に応じた処遇、人員配置を可能にするため、複数の評定者による客観的な勤務評定をより厳格に行い、給与への反映を図る。

3 情報インフラの整備

(1) 業務システムの開発・改善

会計システムについては、伝票を電子的に処理するとともに、会計帳簿についても電子的に管理し、独立行政法人会計基準に則り効率的かつ適正な会計処理を行う。

(2) 情報管理システムの構築

業務に必要な振興会内の諸手続については、情報共有ソフト（グループウェア）を活用し、効率的な業務運営が実施できるよう引き続き整備を行う。

4 外部委託の促進

事業の効率的な遂行のための外部委託については、効率化が図られる業務や分野、部門を調査し、外部委託の有効性を検討し、外部委託を促進する。

5 随意契約の見直し及び監査の適正化

(1) 随意契約の見直し

「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、初年度に競争入札し、以後毎年随意契約により継続している派遣職員の契約手法を、複数年契約にするなどの工夫により、随意契約件数の比率を引き下げる。また、取組状況については、随意契約実績として、年度末にホームページに公開する。

(2) 監査の適正化

随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、監査法人等によるチェックを要請する。

また、監査結果については、監査終了後に公開する。

6 決算情報・セグメント情報の公表

セグメント情報の公表に対応できるよう、会計システムを改善し、決算情報とともにセグメント情報を公表する。

第三 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別紙1のとおり

2 収支計画

別紙2のとおり

3 資金計画

別紙3のとおり

第四 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は72億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

第五 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

第六 剰余金の使途

振興会の決算において剰余金が発生した時は、広報・情報提供の充実、調査研究の充実、情報化の促進に充てる。

第七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画はない。

2 人事に関する計画

(1) 職員の研修計画

職員の専門性及び意識の向上を図るため、下記の研修を実施する。

また、資質の向上を図るため、外部で実施される研修に職員を参加させる。

- ① 語学研修
- ② 海外の機関での研修
- ③ 情報セキュリティ研修(1回)

(2) 人事交流

国立大学法人等との人事交流を行い、質の高い人材の確保・育成を図り、適切な人事配置を行う。

(3) 人事評定

職員の業務等の勤務評定を実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。

(4) 国の助成事業にかかる人事配置

文部科学省から実務経験を有する質の高い人材の確保を図り、適切な人事配置を行う。

(5) 職員の福利・厚生

職員の勤務環境を整備するため、必要な福利・厚生の実を図る。

3 積立金の処分に関する事項

前中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額について、前払費用等に係る会計処理に充てることとする。

平成20年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	28,859
国庫補助金収入	127,118
科学研究費補助金	126,704
研究拠点形成費等補助金	294
大学改革推進等補助金	120
事業収入	38
寄付金事業収入	87
産学協力事業収入	279
学術図書出版事業収入	1
受託事業収入	725
計	157,108
支出	
一般管理費	518
うち人件費	255
物件費	263
事業費	28,379
うち人件費	577
物件費	27,802
科学研究費補助事業費	126,704
研究拠点形成費等補助事業費	294
大学改革推進等補助事業費	120
寄付金事業費	87
産学協力事業費	279
学術図書出版事業費	1
受託事業費	725
計	157,108

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成20年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常経費	157,204
業務経費	29,571
科学研究費補助事業費	125,670
研究拠点形成費等補助事業費	294
大学改革推進等補助事業費	120
寄付金事業費	87
産学協力事業費	275
学術図書出版事業費	1
受託事業費	651
一般管理費	518
減価償却費	17
収益の部	157,124
運営費交付金収益	28,859
科学研究費補助金収益	126,704
研究拠点形成費等補助金収益	294
大学改革推進等補助金収益	120
業務収益	38
寄付金事業収益	87
産学協力事業収益	279
学術図書出版事業収益	1
受託事業収益	725
資産見返負債戻入	17
純損失	79
前中期目標期間繰越積立金取崩額	79
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成20年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	161,488
業務活動による支出	158,405
次期中期目標期間への繰越金	3,082
資金収入	161,488
業務活動による収入	157,315
運営費交付金による収入	28,859
科学研究費補助金による収入	126,704
研究拠点形成費等補助金による収入	294
大学改革推進等補助金による収入	120
寄付金事業による収入	87
産学協力事業による収入	279
学術図書出版事業による収入	1
受託事業による収入	725
その他の収入	245
前期中期目標期間よりの繰越金	4,173

※ 各欄積算と合計額の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。